

神戸市自立支援医療（育成医療）実施要綱

平成 18 年 4 月 1 日

保健福祉局長決定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 58 条第 1 項に基づく自立支援医療費（育成医療）（以下単に「育成医療」という。）の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行う。

（定義）

第 1 条 この要綱において用いる用語の定義を次の各号のとおり定める。

- （１）指定自立支援医療の提供を受ける障害児を「受診者」という。
- （２）自立支援医療費の支給を受ける者を「受給者」という。
- （３）自立支援医療費の支給認定の申請を行おうとする者又は行った者を「申請者」という。
- （４）住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。
- （５）申請者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 29 条第 1 項に規定する支給認定基準世帯員で構成する世帯（自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯）を「世帯」という。

（育成医療の対象）

第 2 条 育成医療の対象となる児童は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する障害若しくは疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。

- （１）育成医療の対象となる障害は、別表第 1 のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「施行規則」という。）第 6 条の 17 で定めるものであること。
- （２）内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態となるものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのものは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となること。

(3) 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、次のとおりとする。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- エ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- カ 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

(支給認定の申請)

第3条 支給認定の申請は、施行規則第35条に定めるところによるが、その具体的事務処理は次によること。

- (1) 申請に当たっては、自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書（別紙様式第1号）に指定自立支援医療機関において育成医療を主として担当する医師の作成する自立支援医療（育成医療）意見書（以下「医師の意見書」という。別紙様式第8号。）、受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（受給者の同意に基づき税情報等で確認できる場合を除き市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯の証明書、市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料）を添付の上、神戸市長に申請させること。なお、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の各種医療保険の加入関係については、情報提供ネットワークシステム、マイナポータル画面、資格確認書等（以下「情報提供ネットワークシステム等」という。）により確認を行うこと。腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写し、特定疾病区分が記載された資格確認書の写し又はマイナポータル画面により、特定疾病療養受療の認定者であることを確認すること。
- (2) 医師の意見書は、支給認定に当たっての基礎資料となるものであるから、指定自立支援医療機関において育成医療を主として担当する医師が作成したものである必要があること。

(支給認定)

第4条 神戸市長が所定の手続による申請を受理した場合は、受診者について育成医療の要否等に関し、育成医療の対象となる障害の種類、具体的な治療方針、入院又は通院回数等の医療の具体的な見通し及び育成医療によって除去軽減される障害の程度について具体的に認定を行うとともに、支給に要する費用の概算額の算定を行う。

なお、自立支援医療費の支給に要する費用の概算額は、健康保険診療報酬点数表を用いて、指定自立支援医療機関において実施する医療の費用（食事療養の費用を除く。）について算定すること。

- 2 神戸市長は、当該申請について、育成医療を必要とすると認められた場合は、調査書（別紙様式第26号）を作成し、「世帯」の所得状況を確認の上、令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者（以下単に「重度かつ継続」という。）への該当の

有無の判断及び神戸市自立支援医療費支給認定通則実施要綱第2条に定める負担上限月額の設定を行った上で、施行規則の定めるところにより、自立支援医療（育成医療）支給認定通知書（以下「認定通知書」という。）（別紙様式第2号）及び自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）（別紙様式第3号）を交付する。なお、認定を必要としないと認められた場合については、自立支援医療（育成医療）支給認定申請却下通知書（以下「却下通知書」という。）（別紙様式第4号）を申請者に交付する。

- 3 育成医療の提供に関する具体的方針は、受給者証に詳細に記入すること。
- 4 自立支援医療費の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に関する費用に限られること。
- 5 支給認定の有効期間が必要以上に長期に及ぶことは、予算の適正化の見地から厳に戒むべきところであるので、有効期間は原則3か月以内とし、有効期間が3か月以上に及ぶ支給認定を行うに当たっては、特に慎重に取り扱うこと。なお、腎臓機能障害における人工透析療法及び免疫機能障害における抗H I V療法等治療が長期に及ぶ場合についても最長1年以内とすること。
- 6 育成医療を受ける指定自立支援医療機関の指定は同一受診者に対し原則1か所とすること。ただし、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合に限り、例外的に複数指定することを妨げない。
- 7 受診者が死亡した場合又は身体の状態から育成医療を受ける必要がなくなった場合は、交付していた受給者証を速やかに神戸市長に返還させること。
- 8 受診者が、支給認定の有効期間内に満18歳になった場合であっても、当初の支給認定の有効期間中は育成医療の支給認定の取消しは行わないものとする。なお、当初の支給認定の有効期間を超えて再度の育成医療の支給認定を行うことはできないものとする。

（育成医療の再認定及び医療の具体的方針の変更）

第5条 支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（受給者の同意に基づき税情報等で確認できる場合を除く）を添付の上、神戸市長あて申請させること。神戸市長は、再認定が必要であると認められるものについて、再認定後の新たな受給者証を交付する。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨を本要綱第4条第2項の却下手続に準じて却下通知書を交付すること。なお、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の各種医療保険の加入関係については、情報提供ネットワークシステム等により確認を行うこと。腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写し、特定疾病区分が記載された資格確認書の写し又はマイナポータル画面により、特定疾病療養受療の認定者であることを確認すること。

- 2 有効期間内における医療の提供に関する具体的方針の変更については、変更の申請

書に変更の必要性を詳細に記した医師の意見書を添付の上、神戸市長あて受給者に申請させること。神戸市長は当該申請について育成医療の変更の要否等について変更が必要であると認められる場合は、変更後の新たな受給者証を交付する。

なお、医療の提供に関する具体的方針の変更の効力の始期は、変更を決定した日以降とすること。また、変更を必要としないと認められるものについては、認定しない旨を本要綱第4条第2項の却下手続に準じて却下通知書を交付する。

(自立支援医療費の支給の内容)

第6条 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、本要綱別表第1のとおりであるが、それらのうち治療材料等の取扱いについては、次によること。

ア 自立支援医療費の支給は、受給者証を指定自立支援医療機関に提示して受けた育成医療に係る費用について、神戸市が当該指定自立支援医療機関に支払うことにより行うことを原則とする。

イ 治療材料費は、治療経過中に必要と認められた医療保険適用のものであり、最少限度の治療材料及び治療装具のみを支給すること。

なお、この場合は現物給付をすることができること。また、運動療法に要する器具は指定自立支援医療機関において整備されているものであることから支給は認められないこと。

ウ 移送費の支給は、事前に神戸市長に申請をし、受診者が歩行困難であること等により必要と認められる場合に支給することとする。また、医療保険による移送費を受けることができない者について、受診者を移送するために必要とする最小限度の経費を支給することとする。なお、家族が行った移送等の経費については認めないこと。

エ 治療材料費等の支給申請は、その事実について指定自立支援医療機関の医師の証明書等を添えて、受給者から神戸市長に申請させること。

2 支給認定の有効期間中において、育成医療の対象疾病に直接起因する疾病を併発した場合は、その併発病の治療についても自立支援医療費の支給の対象として差支えないこと。

(指定自立支援医療機関における診療報酬の請求及び支払)

第7条 指定自立支援医療機関による診療報酬の請求は、診療報酬請求書に診療報酬明細書を添付の上、当該指定自立支援医療機関所在地の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し行うこととすること。

(育成医療に係る診療報酬の審査、決定及び支払)

第8条 診療報酬の請求、審査及び支払については、「自立支援医療（育成医療・更生医療）の支給に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務の社会保険診療報酬支払基金への委託について」（社援発 0322 第4号平成24年3月22日厚生労働省社会・援護局長通知）及び「自立支援医療（育成医療・更生医療）の給付に係る診療報酬の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」（社

援更発第 25 号平成 5 年 2 月 15 日厚生労働省社会・援護局長通知) に定めるところによること。

2 診療報酬の額の決定は、神戸市長が行う。

(標準処理期間)

第 9 条 申請到達日の翌日から処分通知発送日までは、標準 37 日とする。

(その他)

第 10 条 その他申請等に必要な様式については、別表第 2「自立支援医療に係る帳票類(様式)一覧表」による。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(様式の経過措置)

第 2 条

この要綱の施行の際、現にある要綱による改正前の様式により使用されている様式は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(様式の経過措置)

第 2 条 施行から 3 か月の間、現にある要綱による改正前の様式により使用されている様式は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。